

○阿波市土木系工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市が発注する土木系工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、現場閉所による週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施する上で、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業又はコンクリート養生、レイトンス除去等の品質管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等により、1日を通して現場及び現場事務所を閉所した場合を含む。）をいう。
- (2) 週休2日 完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日であることをいう。
- (3) 完全週休2日 1週間を土曜日から金曜日までとした全ての対象週において、原則として現場閉所日を土曜日及び日曜日（夜間工事においては、土曜日から日曜日にまたぐ夜間及び日曜日から月曜日にまたぐ夜間をいう。）とし、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象週のうち、日数が7日に満たない週は、当該週に含まれる土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 月単位の週休2日 全ての対象月において、月間現場閉所率が28.5パーセント以上又は月の対象期間に含まれる土曜日及び日曜日の日数以上の現場閉所日数であることをいう。
- (5) 通期の週休2日 通期現場閉所率が、28.5パーセント以上であることをいう。
- (6) 対象期間 契約工期のうち、次の期間を除いた期間をいう。
 - ア 現場事務所の設置、事前測量等を含む契約工期の初日から現場に継続的に常駐を開始する日の前日までの準備期間
 - イ 資機材の搬出、清掃等を含む現場完成日の翌日から契約工期の最終日までの後片付け期間
 - ウ 年末年始休暇（6日間）及び夏季休暇（3日間）
 - エ 工場製作のみの実施期間
 - オ 発注者があらかじめ対象外としている期間
 - カ 工事全体を一時中止している期間
 - キ 受注者が、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされると発注者が認める期間
- (7) 月間現場閉所率 月の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(8) 通期現場閉所率 全体の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(対象)

第3条 週休2日の取組対象とする工事は、次の各号のいずれにも該当しない土木積算工事のうち、発注者が対象とした工事とする。

- (1) 災害時の応急復旧工事又は災害復旧事業による工事
- (2) 現場での対象期間が1か月未満の工事
- (3) 地域、施設等の実情により実施が困難な工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、週休2日に取り組むことが適切でない認められる工事

2 対象とする工事は、入札閲覧資料に発注者指定型又は受注者希望型であることを明示するものとする。

(取組型式)

第4条 週休2日の取組型式は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、入札閲覧資料により、週休2日の取組を必須とした工事
- (2) 受注者希望型 発注者が、入札閲覧資料により、受注者が週休2日の取組を希望することができるとした工事

(経費の負担)

第5条 発注者は、週休2日の取組に関する経費は負担しない。

(工期の設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(受注者からの取組希望)

第7条 受注者希望型において、週休2日の取組を希望する受注者は、契約後速やかに、別に示す様式にて、取組の意思を発注者に通知しなければならない。

(取組内容)

第8条 受発注者は、契約後速やかに協議し、週休2日に関する取組内容等について確認しなければならない。

2 受注者は、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所日とした月間の計画書を、別に示す様式にて作成し、初月分は契約後速やかに、初月以外は計画月の前月末日までに、発注者に提出し、確認を受けなければならない。

3 受注者は、週休2日を達成するために、適切に工程を管理しなければならない。

4 発注者は、やむを得ない場合を除き、計画した現場閉所日に作業が発生するような指示等はしてはならない。

5 受注者は、計画した現場閉所日を作業日とする場合又は計画した作業日を現場閉所日とする場合は、その理由、振替の有無、振替日等を記載した書面により、事前に発注者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由であると発注者が認める

場合は、事前に口頭により報告し、後日、書面により報告することができる。

- 6 完全週休2日に取り組む工事において、受注者の責めによらず土曜日又は日曜日に施工せざるを得ない場合は、発注者と事前に協議し、土曜日又は日曜日に変わる現場閉所日を同一の週で決定するものとする。
- 7 完全週休2日に取り組む工事において、災害対応等の受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間が生じ、土曜日又は日曜日に変わる代替日の設定が困難である場合は、受発注者間で協議し、対象期間外とする期間を決定するものとする。
- 8 発注者は、第5項の規定による事前の報告がなく、是正を繰り返し指示しているが是正されないと判断した場合は、週休2日の達成を認めず、週休2日の取組を打ち切ることができる。
- 9 受注者は、原則として、月間の実施報告書を、別に示す様式にて作成し、実施月の翌月10日までに提出し、現場完成月分は、別に示す履行報告書と合わせて、完成後速やかに発注者に提出し、現場閉所の状況を報告しなければならない。
- 10 発注者は、現場の確認状況、工事関係書類等から実施報告内容を確認し、必要に応じて工事日報等の書類提出を受注者に依頼することができる。この場合において、受注者は、速やかに書類を提出しなければならない。
- 11 発注者は、前項の実施報告内容に虚偽があると判断した場合は、週休2日の達成を認めず、週休2日の取組を打ち切ることができる。
- 12 発注者は、実施報告内容等を確認し、週休2日の達成を判別する。

(現場閉所率の算定)

第9条 月間現場閉所率は、次式により算定する。この場合において、月間現場閉所率に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

月間現場閉所率＝月の対象期間内の現場閉所日数÷月の対象期間内の日数×100%

2 通期現場閉所率は、次式により算定する。この場合において、通期現場閉所率に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

通期現場閉所率＝通期の対象期間内の現場閉所日数÷通期の対象期間内の日数×100%

(工事成績への反映)

第10条 週休2日を達成した場合は、通期の週休2日達成を除き、週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。この場合において、週休2日への取組姿勢等に関して、発注者から文書による是正指示があった、又は受注者の責めにより通期の週休2日が未達成であった場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。

(留意事項)

第11条 週休2日の確保を理由とする工期延伸は、認めない。

2 発注者が、準備期間後、正当な理由がなく施工していない期間、意図的に現場完成日を先延ばししている期間等があると判断した場合は、当該期間は、現場閉所日として認めない。

- 3 発注者が、受注者の取組状況が週休2日工事の趣旨に合わないと判断した場合は、達成を認めず、週休2日の取組を打ち切る場合がある。
- 4 発注者が、実施報告書等の関係書類に虚偽があると判断した場合は、達成を認めず、指名停止措置の対象となる場合がある。

(アンケート調査)

第12条 週休2日の取組対象とされた工事の受注者は、発注者から週休2日工事に係るアンケート調査の依頼があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、受発注者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。